

# 川俣事務所 かわら版 No. 99 (2022. 6)

発行 社労士法人 川俣労務管理事務所 川俣 雅英

足立区関原3-26-16

TEL 03-3889-1706

FAX 03-3889-1709

法人番号 2011805001774

e-mail:mshd@office-kawamata.gr.jp

## 第95回 全国安全週間

7月1日から7月7日（準備期間 6月1日から6月30日）

スローガン 「安全は 急がず 焦らず 怠らず」

近年、就業人口の高齢化による高年齢労働者の労働災害や転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する労働災害が顕著に増加していることから、労働災害全体の件数が再び増加に転じている状況にあります。さらに死亡災害も令和3年は増加に転じているなど予断を許さない状況にあります。

そこで、労働災害防止のための基本ルールを徹底し、またそれらを遵守、実行するための時間的、人力的に余裕を持った業務体制を構築することが重要であります。

基本に帰るという意味を含めて、「安全は 急がず 焦らず 怠らず」としたようです。

## 100人超企業の短時間労働者に対する社会保険適用拡大へ

～令和4年8月ごろに新たに該当する見込みの事業所に案内が送付される予定～

現在500人超の事業所では、週20時間以上などの要件を満たす短時間労働者も社会保険が適用されていますが、令和4年10月1日からは、100人超の企業の短時間労働者に対しても、社会保険が適用になります。

この100人超という規模の把握は、直近1年間において、6ヵ月以上で厚生年金保険の被保険者が100人を超える企業で同一法人番号の事業所を合算して行います。

短時間労働者は、①週所定労働時間20時間以上で、②雇用期間が2ヵ月超の見込みがあり、③賃金月額88,000円以上で、④学生でない者が対象となります。

## 雇用保険料率の変更について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響もあり、失業者の増加に伴う失業給付の増大、企業の休業対策として、雇用調整助成金等の特例の延長などのため、雇用保険の財政が圧迫したことから、令和4年度は雇用保険料率が引き上げとなります。

今回はイレギュラーな2段階引き上げとなり、次のとおりとなります。

	令和4年4月～9月			令和4年10月～令和5年3月		
	事業主負担	被保険者負担	合計	事業主負担	被保険者負担	合計
一般	6.5/1000	3.0/1000	9.5/1000	8.5/1000	5.0/1000	13.5/1000
農林水産	7.5/1000	4.0/1000	11.5/1000	9.5/1000	6.0/1000	15.5/1000
建設	8.5/1000	4.0/1000	12.5/1000	10.5/1000	6.0/1000	16.5/1000

令和4年度概算保険料の雇用保険分についても、これを反映させることとなります。

また、上半期については、従業員（被保険者）の給与から控除する雇用保険料の率に変更はありませんが、10月からは料率が引き上げられます。

時期が近づきましたら、ご案内いたします。